

(社)日本建築士事務所協会連合会からの「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望」に対する回答

I. 制度の運用に関する要望事項

要 望 事 項	回 答
<p>(1) 特定行政庁及び指定確認検査機関(以下、「行政庁等」という)に対し、早急に「手続きの円滑化」の徹底と対応の統一を実現していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が行政庁等に呼びかけている「手続きの円滑化」が徹底されておらず、同一県内の県、市、指定確認検査機関でさえ対応が全く違うケースが報告されている。</li> <li>・行政庁の中には計画(意匠)については事前相談は受けられるが、構造(適合性判定)については受けられないとするところがあり、事前相談の意味をなさないとの報告がされている。</li> <li>・国が公表しているQ&amp;Aの内容を全く知らない窓口担当者があることが報告されている。</li> <li>・「軽微な不備」の具体的な判断ができない窓口担当者により、不当な対応された例が多く報告されている。</li> <li>・指定確認検査機関において、本来は確認検査機関が行うべきチェックリスト(告示第885号)の提出を実質的に申請者(建築士事務所)に強要している機関があることが報告されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県に対し、「国土交通省主催の説明会に準じて、10月上旬を目途に、都道府県下の関係団体、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等を対象とした説明会を開催すること、特に確認審査側における情報の共有、運用の統一に努める」旨を通知。(9/27付け課長通知)</li> <li>・改正法の円滑な運用について技術的助言を通知。特に、構造計算適合性判定機関における事前相談について、きめ細かく対応すべき旨を通知。(9/25付け課長通知(技術的助言))</li> <li>・チェックリストは指定確認検査機関が作成すべきことについては、確認・検査・適合性判定の運用等に関する質疑(Q&amp;A)のNo. 68で回答済み。</li> <li>・苦情受付についてはI(4)を参照のこと。</li> </ul>
<p>(2) 指定構造計算適合判定機関(以下、「適判機関」という)の適合判定員の審査のバラツキを最小限とし、対応の統一を図るよう指導していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造計算の法適合性を判定しているのか、構造計画の妥当性を評価しているのかわからないような指摘をされたケースが報告されている。</li> <li>・判定員がマニアックで判定員個人の考え方を押し付け、構造設計者の考え方や手法以外は一切認めず、却下しているケースが報告されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造計算適合性判定においては、建築基準関係規定に適合しているか否かの観点から判断が行われるべきものであり、構造設計に係る推奨事項の採用を指導するようなことは適切でない旨、9/25付け課長通知(技術的助言)により通知。</li> <li>・構造計算適合性判定に係る判定機関からの質疑に電子メールで回答する仕組みを整備する。</li> <li>・苦情受付についてはI(4)を参照のこと。</li> </ul>
<p>(3) 適判機関に対する事前相談が直接できるように指導していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適判機関がどのような考え方や運用解釈をするかを事前にわからないと、的確な対応ができない上に、(2)で述べたようなケースが出た場合に予定外の時間がかかり、スケジュール管理ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造計算適合性判定機関における事前相談について、きめ細かく対応すべき旨を通知したところ。(9/25付け課長通知(技術的助言))</li> </ul>
<p>(4) 早急に「目安箱」を設置していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「手続きの円滑化」の徹底を図るために、建築確認審査に関して不当若しくは納得のいかない対応を受けた申請者(建築士事務所等)が、対応の内容を直接国に訴えられる「目安箱」を設置していただきたい。</li> <li>・国は、ここに寄せられる情報を注視して、必要な場合には個別指導を実施していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築行政情報センターのホームページ上に、確認審査等に関する苦情受付コーナーを設ける。(匿名により苦情も受け付け、対象の審査機関に対しては、国土交通省や都道府県を通じて苦情内容を通知するとともに、必要に応じて助言等を行う。)(9/28公表資料)</li> </ul>

<p>(5) 行政庁等での事前相談は、期間限定ではなく恒久的に実施を認めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の正式受理後での審査が厳格に行われていれば、事前相談が行われても適正な審査そのものに支障はないと考える。むしろ、事前相談が適正に行われることにより、その後の正式な審査が円滑かつ適正に行われるものと考えられる。</li> <li>・事前相談が当分の間という期間限定ではその後大きな混乱が予想される。円滑な手続きが継続的に維持されていくためにも他の分野の申請手続きでも認められているように恒久的な取り扱いとしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、特定行政庁や指定確認検査機関に対しては、改正建築基準法の施行後、当分の間は、事前相談についてきめ細かく対応するよう要請しているところであるが、こうした対応の継続期間については、今後の確認申請手続きの状況を踏まえながら、適切に判断するよう要請してまいりたい。</li> </ul>
<p>(6) 一般国民に対する建築確認審査の厳格化の周知徹底を早急に実現していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民への周知については再三要望してきたが、残念ながら建築主等一般の国民への周知はされておらず、また、理解もされていない。都道府県や市町村職員でさえ今回の改正による厳格化をまったく理解されていない例が多く報告されている。関連業界団体や経済団体へのアナウンスだけでは、不十分である。</li> <li>・新制度は、従前に比べて時間と金銭負担が大幅に増えたことを一般国民に対して、国が直接説明する責任がある。</li> <li>・国があらゆるメディアを通じて責任をもって周知広報を行うべきと考えるが、市町村や都道府県の市民向け広報誌などを通じて制度の改正について周知、広報を行うよう、関係機関に強く働きかけていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県に対し、「都道府県及び市町村の広報や商工会議所等を通じて、建築主等に対して改正建築基準法の内容について周知徹底を図る」旨を通知。(9/27付け課長通知)</li> <li>・国土交通省としても、建築主側の関係団体を通じて、引き続き、改正建築基準法の周知徹底を図ってまいりたい。</li> </ul>
<p>(7) Q&amp;Aをさらに使いやすいようにキーワードによる検索ができるように改善していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Q&amp;Aの項目は既に膨大であり、さらに増加している状況で、申請者(建築士事務所)及び審査者(行政庁等)は日々の業務に追われ、その内容の更新に追いつけない実情がある。そのため日々の業務の中でスピーディにかつ的確に内容が検索できる仕組みが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q&amp;Aの使い勝手を向上させるよう工夫する。</li> </ul>

## II. 制度の改善に関する要望事項

要望事項	回答
<p>(1) 建築確認申請図書の不整合の修正と差し替えに関する合理的な対応が可能なように指針の改正をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正に伴う告示では申請図書は軽微な不整合を除き補正は不可とされたが、国も告示やQ&amp;Aの内容を複数訂正しているように、ヒューマンエラーは避けられない。申請者側のみに責任を押し付けることは一方的である。特に今回の改正により、提出しなければならない書類が大幅に増え、注意に注意を重ねても避けられない可能性がある。悪質で作為的な場合を除き、不整合の修正と差し替えは従前どおり認めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請図書の補正及び追加説明書の提出が認められる具体例、その具体的な手続き等について通知。(9/25付け課長通知(技術的助言))</li> <li>・補正が認められる「軽微な不備」の取扱いについて、適切な運用が図られるよう、引き続き、確認審査側に情報提供を行ってまいりたい。</li> </ul>

<p>(2) 認定書の写しの添付を廃止し、「認定番号の表示」を原則にするように指針を変更していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定書は、基本的には認定申請者(製造事業者)等と認定者(大臣)との間の資料であり、個々の申請者にその写しを求めるのは過大な負担であり、効率的でない。本来、審査側が認定内容については申請者に提出させるのではなく、審査側で容易に認定書等の資料を確認できるような制度設計をすべきである。</li> <li>・したがって、基本的には申請図書に判断に必要な最低限のスペックと認定番号を記載することで可としていただきたい。これで判断できない場合にはカタログ等の必要な部分の写しを添付することで可とする取り扱いとしていただきたい。</li> <li>・なお、認定書の写しを当該業者に請求することが1社指定のように受け止められて、その後の価格交渉に支障が出てコスト高につながる懸念がでている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣認定書の写しは、大臣認定部材を採用している建築計画が当該認定の内容と一致しているか否かを審査するために必要な書類であり、原則として添付が必要である。</li> <li>・ただし、認定書の写しの別添図書の提出については、審査に必要な構造方法等の仕様(断面の構造、材料の種別及び寸法等)が示されていればよいこと、溶接部に係る構造詳細図が申請図書に含まれている場合には「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」に関する認定書は不要であること、ホルムアルデヒド発散建築材料及び防火材料については、使用材料の種別が明示されていればよいこと等の取扱いについて、9/25付け課長通知(技術的助言)により通知。</li> <li>・今後、大臣認定に関するデータベースを活用した対応方策についても検討する。</li> </ul>
<p>(3) 軽微な変更の基準を緩和し、仕様、材料、設備等の「同等品」への仕様変更を「軽微な変更報告書」の対象から外すことを指針の中で明記していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定「同等品」とは認定されたものと同等の範囲にあるものであって、その範囲内にあるものに確定するに過ぎないので変更には当たらないものと考えられる。したがって、「軽微な変更報告書」の対象から外していただきたい。</li> <li>・現在同等品の取り扱いについてはQ&amp;Aでは記載されているが、その取り扱いは極めて重要であり、統一的な運用が必要であることから、きちんと指針の中で取り扱いを明示されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間検査・完了検査において、同等品への変更を行った場合に説明資料を求めているのは、最終的に採用された構造部材等が建築基準関係規定に適合しているか否かを判断するためである。</li> <li>・確認申請時に具体的な設備機器(排煙機、浄化槽等)や建築材料(ホルムアルデヒド発散建築材料、防火材料)が確定していない場合における申請図書への記載範囲、記載方法等については、9/25付け課長通知(技術的助言)により通知。</li> </ul>
<p>(4) 「申請取り下げ」と「再申請」に関する合理的な手順を明示するとともに申請料の二重請求を排除していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認申請料、適合判定料を納付し申請したが、適判機関へ回付される前に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知(無期限通知)」を受けた。しかし適合判定料は返金されなかった例が報告されている。</li> <li>・今回の告示で、軽微なものを除き申請図書の補正が認められなくなったため、補正のためには申請を取り下げ、再申請せざるを得なくなり、二重に申請料が求められている例が報告されている。他の分野の申請においては申請書類の訂正が認められており、申請料が二重に求められる例は聞かない。これは建築主等への過大な負担であると考えるが、排除を指導していただきたい。</li> <li>・構造計算書から構造図への数値転記ミスが2箇所あり「取り下げ」となって新たな申請料を払って「再申請」した。1回目とは別の適判員が担当で、別の追加資料を要求されキングファイル1冊分の追加資料を提出した。この間、再度「消防同意」を行っている。この申請は5月末から事前審査を行い6月28日に申請しているが、9月14日現在未だ確認は下りていない。このような例を改めて起こさないためにも合理的な手順を明示すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請図書の補正及び追加説明書の提出が認められる具体例、その具体的な手続き等については、9/25付け課長通知(技術的助言)により通知したところであるが、例えば、構造計算書から構造図への数値転記ミスが2箇所あるだけで「再申請」させる必要はないものと考えている。</li> <li>・構造計算適合性判定の手続き前に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」がなされた場合について、指定確認検査機関においては、一般的に構造計算適合性判定に係る手数料を返還する取扱いをしているが、特定行政庁においては、手数料条例上の措置がなされておらず、ご指摘のような事例があり得ることは承知している。</li> <li>・手数料の取扱いは、基本的に特定行政庁等の判断に委ねられているが、合理的な取扱いについて日本建築行政会議においても検討するよう要請してまいりたい。</li> </ul>

(5) 構造計算適合性判定(ピアチェック)の対象となる建築物について高さ、階数で対象を限定するよう見直しをしていただきたい。

- ・今回の法律改正の周知段階では、その対象が、RC造で高さ20m以上、S造で4階以上その他これに準ずるものとされていたが、政省令の制定段階で対象が拡大され、結果的には高さ、階数に限らず小規模な建築物でも、いわゆる「ルート2」以上の構造計算をするものは全て対象となったが、事前にそのような説明が周知されていないため、設計の現場では混乱が生じている。
- ・昭和56年以来の一般的な構造計算方法で全国の申請者と行政庁等で申請と審査が行われてきたものが否定されたことになるが、このような建築物の多くは引き続き行政庁等が自ら審査すべきであり、そのような力量を備えるような施策を講じることが先決である。そして特に高度な構造計算を行う建築物を中心にピアチェックの対象とすべきと考える。
- ・ピアチェックの対象となることを避けるために、公共福祉施設の構造計算を「ルート1」にするように指示を出した自治体のケースが報告されている。
- ・ピアチェックの対象となる建築物の範囲が広いことによって、一般的な建築物がそれを避けるため安易な方向に流れ、建築本来の機能性、芸術性、経済性が阻害される危険性が表面化しはじめており、本末転倒の状況である。

- ・一連の構造計算書偽装問題を踏まえた制度導入の趣旨にかんがみ、いわゆる「ルート2」で構造計算された建築物は、構造計算適合性判定の対象としてとらえてほしい。
- ・今後、構造計算適合性判定の具体的な審査状況についても把握してまいりたい。
- ・関係団体等の要請により、改正建築基準法アドバイザーを地域研修会へ派遣する。
- ・「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」の講習会について、各都道府県の建築士会及び建築士事務所協会の協力を得て、都道府県単位の追加講習会を開催する。
- ・(社)日本建築構造技術者協会等に対し、構造設計実務者向けの研修会・相談会の開催等を要請する。

(6) 工事中の計画変更申請は、従前どおりの合理的な方法が可能なように指針を改めていただきたい。

- ・工事中に多くの計画変更が生じるのは、経済活動としての建築生産では常態的に起こることである。
- ・工事途中での計画変更は、変更ごとに簡単な報告書だけを提出しておき、完了検査前にまとめて正式な計画変更の確認申請を行い、その申請に基づいた完了検査を行えば問題はないと考えられるので、そのような取り扱いができるようにしていただきたい。また、この場合の変更にかかるピアチェックは簡素化されたルールを設けていただきたい。

- ・計画変更申請の手続きは、変更内容の法適合について建築主事等があらかじめ確認することによって、違法な建築物等が施工されることを防止することを目的としているが、一定の軽微な変更については、計画変更を要しないこととしている。
- ・また、軽微な変更には該当しないものの、比較的簡易な計画変更については、確認審査の手続きを迅速に行うよう努める旨、9/25付け課長通知(技術的助言)により通知したところであり、その範囲の明確化も図ってまいりたい。
- ・さらに、施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項(杭芯のずれ等)については、当初の確認申請において、あらかじめ当該変更事項への対応方針を記載することによって、逐次の変更申請手続きを要しない取扱いとしているところである。
- ・計画変更を要しない軽微な変更の範囲の明確化・拡大については、引き続き、検討してまいりたい。

(7) 既存不適格建築物の増改築の基準見直しをしていただきたい。

- ・増改築部分が床面積の1/2を超える場合、既存部分の構造はたとえエキスパンションジョイントを設けても完全に新基準に合致しなければならないとされた(H17改正)。現実的には、完全に新基準に合致させることが不可能な場合や合致しているか否かの判断が困難な場合も多い。
- ・さらに、適判機関が適正に判断できるか否かが疑わしい場合には、構造一般評定を受けるか、増築をあきらめて既存解体の上、新築するか、完全別棟にする以外方法がない状態となっている。
- ・また、増改築部部分が床面積の1/2以下であっても1/50以上であれば、エキスパンションジョイントを設けても既存部分について耐震診断を受けなければならない。このことについて建築主の理解が得られず、小規模な増改築も実質的に困難となっている。
- ・このままでは、増改築そのものが実質的に進まず、環境改善上問題が生じるので、今回の法改正にあわせ、この規定を現実味のあるものにするため、基準を緩和する方向で見直しをしていただきたい。

- ・既存建築物の増改築に係る基準の適用関係については、平成17年改正の規定に従って適切に対応すべきものと考えているが、今後、課長通知(技術的助言)や確認・検査・適合性判定の運用等に関する質疑(Q&A)等において、具体的な取扱いの明確化を図ってまいりたい。